注　1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
2　「所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。」　文部科学大臣に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録認証機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録認証機関の設計認証業務規程に定めるところによる料金を当該登録認証機関に納付すること。
3　「文部科学大臣」　登録認証機関に申請する場合は登録認証機関の長あてとすること。
4　「許可証の年月日及び番号、法第３条の２第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日」　法第３条の２第１項又は法第４条第１項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
5　「事業所」　当該放射性同位元素装備機器を製造する場所又は第14条の３第１項第２号ロに規定する検査を行う場所を記載すること。
6　「所在地」　事業所の所在地が外国の場合にあつては、国名から記載すること。
7　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
8　「名称」　放射性同位元素装備機器の名称は一般名でよい。
9　「用途」　放射性同位元素装備機器の使用の目的を具体的に記載すること。
10　「放射性同位元素の種類」　核種、物理的状態及び化学形等を記載すること。
11　「放射性同位元素の数量」　数量の単位としては、ベクレルを用いること。
12　「設計の名称」　一般名を避け、設計認証ごとに識別できるものとすること。
13　「構造」　放射性同位元素装備機器の構造の概要を記載すること。
14　「線源」　機器に装備されるそれぞれの線源について核種、数量、構造及び材料を記載すること。
15　「その他の主要構造物」　筐体等を構成するアルミ合金、鉄等主要な構造物の材料について記載すること。
16　「密封」　日本工業規格Ｚ4821－１の等級試験への適合について記載すること。
17　「しやへい」　特定設計認証の申請の場合は、放射性同位元素装備機器の表面から10センチメートルの位置で、１マイクロシーベルト毎時以下であることについて記載すること。

備考１　この用紙は、日本工業規格Ａ４のつづり込式とすること。
2　この申請書の提出部数は、正本及び副本各１通とすること。
3　この申請書の正本には、法第12条の２第４項に規定する書類及び第14条の２第２項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。
4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第十五（第14条の14関係）

整理番号　（注１）		

施　設　検　査　申　請　書

所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。（注２）

年　月　日

文部科学大臣　殿（注３）

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の８　第１項／第２項　の規定により施設検査を申請します。

氏名又は名称		
法人にあつては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
許可証の年月日及び番号		
工場又は事業所廃棄事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
事務上の連絡先	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注４）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
貯蔵施設の貯蔵能力等（注５）	10テラベクレル以上の密封された放射性同位元素の個数	
	密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力	
	放射線発生装置の種類、台数及び性能	
施設検査に係る許可の年月日		年　月　日
使用開始予定年月日		年　月　日
施設検査希望年月日		年　月　日

注　1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
2　「所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。」　文部科学大臣に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録検査機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録検査機関の検査業務規程に定めるところによる料金を当該登録検査機関に納付すること。
3　「文部科学大臣」　登録検査機関に申請する場合は登録検査機関の長あてとすること。